

各種果樹の栽培に適した自然的条件の目安

果物を安定的に作るためには、その果樹に適した気候等の土地を選ばなければなりません。この表は、それぞれの果樹を、農家が経済的に栽培するために最も適した気候を示したものです。家庭において趣味で栽培する場合には、この範囲を多少外れても栽培することはできます。最低極温などで問題がある場合には、鉢植えにして、冬期は室内で栽培するなどの工夫が必要です。

栽培に適する自然的条件に関する基準

果樹農業振興基本方針(平成27年、農林水産省)より

	平均気温		冬期の最低極温	低温要求時間	降水量	気象被害を防ぐための基準
	年	4月1日～10月31日				
りんご	6℃以上 14℃以下	13℃以上 21℃以下	-25℃以上	1,400時間以上	1,300mm以下	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m(わい化栽培においては概ね1.5m)以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
もも	9℃以上	15℃以上	-15℃以上	1,000時間以上	1,300mm以下	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
うめ	7℃以上	15℃以上	-15℃以上			枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 幼果は凍害を受けやすいので、幼果期において降霜が少ないこと。
すもも	7℃以上	15℃以上	-18℃以上	1,000時間以上 (台湾系品種は除く)		枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
おうとう	7℃以上 15℃以下	14℃以上 21℃以下	-15℃以上	1,400時間以上	1,300mm以下	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。

- (注) 1. 表中に品種の記載がある場合にあっては当該品種、それ以外にあっては一般に普及している品種及び栽培方法によるものとする。
 2. 最低極温とは、当該果樹の植栽地における、1年をとおして最も低い気温である。
 3. かんきつ類の果樹については、冬期の最低極温を下回る日が10年に1回又は2回程度発生しても差し支えないものとする。
 4. 低温要求時間とは、当該地域の気温が7.2℃以下になる期間の延べ時間である。
 5. 上記の基準については、最近20年間の気象観測記録により評価する。

栽培に適する自然的条件に関する基準

果樹農業振興基本方針(平成27年、農林水産省)より

	平均気温		冬期の最低極温	低温要求時間	降水量	気象被害を防ぐための基準	
	年	4月1日～10月31日			4月1日～10月31日		
ぶどう	7℃以上	14℃以上	−20℃以上 欧州種については−15℃以上	巨峰については500時間以上	1,600mm以下 欧州種については1,200mm以下	枝枯れや樹の倒壊を防ぐため、凍害及び雪害を受けやすい北向きの傾斜地での植栽は避けること。	
なし	日本なし	7℃以上	13℃以上	−20℃以上	幸水については800時間以上	二十世紀については1,200mm以下	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
	西洋なし	6℃以上 14℃以下	13℃以上	−20℃以上	1,000時間以上	1,200mm以下	
かき	甘がき	13℃以上	19℃以上	−13℃以上	800時間以上		枝折れを防ぐため、新梢伸長期において強風の発生が少ないこと。 新梢の枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降霜が少ないこと。
	渋がき	10℃以上	16℃以上	−15℃以上			
くり	7℃以上	15℃以上	−15℃以上			新梢の枯死を防ぐため、展葉期において降霜が少ないこと。	
キウイフルーツ	12℃以上	19℃以上	−7℃以上			新梢の枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降霜が少ないこと。 枝折れを防ぐため、新梢伸長期において強風の発生が少ないこと。 病害を防ぐため、強風の発生が少ないこと。	

- (注) 1. 表中に品種の記載がある場合にあっては当該品種、それ以外にあっては一般に普及している品種及び栽培方法によるものとする。
 2. 最低極温とは、当該果樹の植栽地における、1年をとおして最も低い気温である。
 3. かんきつ類の果樹については、冬期の最低極温を下回る日が10年に1回又は2回程度発生してもさしつかえないものとする。
 4. 低温要求時間とは、当該地域の気温が7.2℃以下になる期間の延べ時間である。
 5. 上記の基準については、最近20年間の気象観測記録により評価する。

栽培に適する自然的条件に関する基準

果樹農業振興基本方針(平成27年、農林水産省)より

	平均気温		冬期の 最低極温	低温要求時間	降水量	気象被害を防ぐための基準
	年	4月1日～ 10月31日			4月1日～ 10月31日	
かんきつ類の果樹	うんしゅうみかん	15℃以上 18℃以下	-5℃以上			腐敗果の発生や品質低下を防ぐため、11月から収穫前までにおいて降霜が少ないこと。
	いよかん、はっさく	15.5℃以上				す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前までにおいて-3℃以下にならないこと。
	ネーブルオレンジ、甘夏みかん、日向夏、清見、不知火、はるみ、ぼんかん、きんかん	16℃以上				
	ぶんたん類	16.5℃以上	-3℃以上			す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前までにおいて-2℃以下にならないこと。
	たんかん	17.5℃以上				
	ゆず	13℃以上	-7℃以上			傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風の発生が少ないこと。
	かぼす、すだち	14℃以上	-6℃以上			す上がり等の品質低下を防ぐため、11月から収穫前までにおいて降霜が少ないこと。 傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風の発生が少ないこと。
	レモン	15.5℃以上	-3℃以上			
	びわ	15℃以上		-3℃以上		
パインアップル	20℃以上		7℃以上			

- (注) 1. 表中に品種の記載がある場合にあっては当該品種、それ以外にあっては一般に普及している品種及び栽培方法によるものとする。
 2. 最低極温とは、当該果樹の植栽地における、1年をとおして最も低い気温である。
 3. かんきつ類の果樹については、冬期の最低極温を下回る日が10年に1回又は2回程度発生してもさしつかえないものとする。
 4. 低温要求時間とは、当該地域の気温が7.2℃以下になる期間の延べ時間である。
 5. 上記の基準については、最近20年間の気象観測記録により評価する。